

令和2年6月甲良町議会定例会会議録

令和2年6月5日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

◎会議に出席した議員（11名）

1 番	小 森 正 彦	2 番	岡 田 隆 行
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	宮 寄 光 一
7 番	丸 山 恵 二	8 番	木 村 修 明
9 番	建 部 孝 夫	11 番	西 澤 伸 明
12 番	阪 東 佐智男		

◎会議に欠席した議員（1名）

10 番 大 町 善士雄

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 長	松 田 嘉 一
総務課長	中 川 雅 博	教 育 次 長	福 原 猛
会計管理者	宮 川 哲 郎	学校教育課長	藤 村 善 信
税 務 課 長	大 野 けい子	建設水道課長	村 岸 勉
企画監理課長	北 坂 仁	人 権 課 長	丸 澤 俊 之
住 民 課 長	小 林 千 春	建設水道課参事	丸 山 正 平
保健福祉課長	中 村 康 之	総務課主幹	岩 瀬 龍 平
産 業 課 長	西 村 克 英		

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	橋 本 浩 美	書 記	白波瀬 愛
---------	---------	-----	-------

(午前 9時00分 開会)

○阪東議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、6月定例会2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 宮寄議員、7番 丸山議員を指名します。

日程第2 4日に引き続き一般質問を行います。

それでは、3番 山田充議員の一般質問を許します。

3番 山田充議員。

○山田充議員 山田充です。よろしくお願いします。議長の許しが出たので、一般質問に入ります。

早速ですが、コロナウイルス感染において、甲良町の入札・工事の影響を問う。

1、新型コロナウイルスの影響で、入札・工事に影響したのは何件あるのか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた入札はございません。ただ、工事で影響を受けたものが1件ございます。

以上です。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 どのような影響があったのか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 案件としては総合公園の屋根の工事でございますが、12月中に契約をして、1月から製作に入っておりましたが、新型コロナウイルスの影響で人員の確保ができず、一時、工事の中断がございました。それでもって工期が延びてしまったというのが現状でございます。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 工事が途中でストップしたりしたことはあったのか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 先ほどの工事でございますが、同じように工事の人員が足らなかったということでの工事の中断がございましたということがございます。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 4番、入札で落札された後、新型コロナウイルス感染症の影響で着工が遅れたことはあったのか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 この工事でございますが、着工については、先ほども申し

ましたとおり、その工事については影響がなく、着工いたしておりまして、特に影響はなかったということでございます。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 そのような業者に対して、救済措置は考えているのか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 救済と申しますか、先ほどの工事で影響のあった業者については、変更契約をして、工期の延長もいたしております。それと、繰越しの措置もいたしておるところです。

以上です。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 6番、入札はまだ行われていないが、入札の時期が遅くなっているのは何件か。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 現在、影響を受けて入札を遅らせているという案件はございません。今のところ、例年どおりの発注をしているのではないかというふうに思っておりますが、毎年ですと6月の入札が多いのが現状ですので、今後、早期の発注というのに努めてまいりたいと思っております。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 7番、今後の入札・工事などで、新型コロナウイルスの感染予防として行っていくことは何があるのか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 何があるのかということで、入札につきましては、現在、入札会場に消毒液を設置して、窓を開け、換気をし、業者ごとの間隔を空けて座っていただくなどの予防策はいたしております。

また、今年度中には、役場まで来庁せずに入札ができる電子入札というのを採用しようということを考えておるところです。

また、施工中の工事についてでございますが、現場ではマスク着用、手洗い、うがいなど感染予防の対応を行うとともに、施工中に行う3つの密の発生の回避や影響緩和の対策を講じるよう、国土交通省のほうから建設業団体に対しての通知をしていただいております。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 8番、今年度中に、遅れていることに対して修正はできるのか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 発注が遅れているということはないですけども、早いめの発注、コロナについても同時ですが、早いめの発注に努めてまいりたいと考えています。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 この新型コロナウイルス感染症の影響で倒産されている業者がたくさんありますので、甲良町からその業者を出さないためにも、これからも入札・工事に努力していただき、地元業者で発注していただきますようにしていただきます。

それでは、次の問題に入ります。

新型コロナウイルス感染症の予防について問う。

1、新型コロナウイルス感染症の予防は、町民に対してどのように周知しているのか。

○阪東議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 甲良町新型コロナウイルス感染症対策本部を令和2年2月10日に立ち上げをいたしまして、その後、手洗いでございますとか、せきエチケット、密閉・密集・密着の3密などにつきまして、防災無線でありますとか施設の窓口、また、全戸配布のチラシによりまして啓発をしているというところでございます。また、ホームページでありますとかヤフーにおいても、今、啓発をしておるところでございます。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 一人暮らしの高齢者に対しては、どのようにして予防するように周知しているのか。

○阪東議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 予防の周知でございますが、介護認定を受けられている方につきましては、介護支援専門員の方、いわゆるケアマネジャーの方や、介護サービスの事業所も通じまして、感染症対策についての対応やお知らせをお願いもしているところでございます。

高齢者となりますと、長期間の外出の自粛によりまして生活が不活発となるなど健康影響が危惧されることもありますので、関係の方なりとも適宜相談もしておるところでございます。

また、地域には地域サロンというのがございまして、そういう参加しておられる方につきましては、サロンの主体の方であるとか、民生委員の方、児童委員の皆さんにも従来の見回りの中でお声掛けをお願いもしておるところでございます。地域の皆さんのご協力も得まして、今も周知をしているところでございます。

○阪東議長 山田充議員。

○山田充議員 一人暮らしの高齢者に対して、巡回訪問などは行っているのか。

○阪東議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 今申しましたように、各集落には民生委員の方、また、児

童委員の皆さんがおられますので、把握されている、一人暮らしの方については訪問等もお願いもしているというところでもございます。

5月までの訪問につきましては、感染症予防のために直接の対面は行わず、電話でありますとかポストインの方法を取っておりますが、6月に定例の民生委員児童委員協議会が開催をされますので、外出を控えて、居宅で長い時間過ごされている方が想定もされますので、健康維持に向けた取組や規則正しい生活などのお話を対面でしていただきますようお願いもするという考えております。

また、町のほうでは配食サービスというのも行っておりまして、配達時に利用者の安否の確認であったり、緊急通報のシステム事業によりまして、緊急装置により、緊急時の対応も今、実施をしておるというところでもございます。

地域では、先ほども言いました憩いの場のサロンも開催されていますが、様々な健康状態により参加できない方もあるかと思いますので、参加状況等につきましては、地域の代表の方と共有をして、高齢者の対策等については今後も図っていきたいと考えております。

○**阪東議長** 山田充議員。

○**山田充議員** 今後、高齢者社会の甲良町で予防の周知を徹底させるために新たに考えていることがあればお答えください。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**中村保健福祉課長** 今後、また高齢者が集まる機会が出てくるということも思います。その機会等を町がどういうふうにお知らせをしていくか、今後また重要になってくるかと思います。健診の場であったりとか、新たにというのは難しいところではありますが、人と人との距離の確保であったりとか、マスクの着用であったりとか、手洗い、手指の衛生など、基本的な感染対策の情報をしていきたいというふうに考えております。

また、今後、気温が上がり始めることから、マスク着用による熱中症対策等もありますので、季節に応じた情報というのはしっかりとお届けもしたいというふうに思っております。

いずれにしましても、高齢者の方が安心していただけるように、私ども、また地域の方にも協力を得ながら、今後に対応していきたいと思います。

○**阪東議長** 山田充議員。

○**山田充議員** 新型コロナウイルス感染症で犠牲になっているのは高齢者の方が多く、甲良町で犠牲を出さないためにも、高齢者の方に予防を徹底して、甲良町から犠牲を出さないように周知して行ってください。

これで私の一般質問は終わります。

○**阪東議長** 山田充議員の一般質問が終わりました。

次に、２番 岡田議員の一般質問を許します。

２番 岡田議員。

○岡田議員 ２番 岡田隆行です。議長のお許しが出たので、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

今の日本が直面している２０２５年問題を考えるとき、本町においても既に高齢化率が高い昨今、国民健康保険料や介護保険料の高さが目につき、何とか町民の皆様の負担を減らすべく、今まで様々な論議や提案がされてきましたが、根本的な解決策には至っていません。

２０２５年問題とは、国民の４人に１人が７５歳以上になり、高齢者が増加すると社会保障費が増大し、ますます現世代の負担が重くなる問題です。特に介護の問題は深刻です。もう既に介護従事者の人材不足や介護施設の不足が懸念されています。そして、介護が必要なのに、施設でも、在宅でも、適切な介護サービスが受けられない介護難民の問題もあります。介護難民にならないためには、「自分の生活はできるだけ自分で行う」を目標に、介護予防に取り組んでいく姿勢が大切であると言われています。このような現状を理解した上で、本町においても最重要課題である介護問題を真正面から真剣に取り組んでいくためにも、この機会に聞いておきたいと思い、一般質問をさせていただくことにしました。

まず初めに、フレイル健診についてお聞きしたいと思います。

厚生労働省は、介護が必要になる手前の状態「フレイル（いわゆる虚弱）」を防ぎ、健康寿命の延伸を図るため、今年度からフレイル健診をスタートしたそうです。実施時期などは市区町村で異なるそうですが、このフレイル健診とはどのようなものか。また、フレイル健診を厚生労働省が導入を勧める背景とポイントについてお聞かせください。

○阪東議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 フレイル健診についてご説明させていただきます。

７５歳以上の後期高齢者の方を対象とした筋力などの身体能力の低下、心身ともに弱ってきた状態、先ほど岡田議員が言われましたように、介護が必要になる手前の状態をフレイルというふうに言っております。その予防でありますとか、重症化予防に着目をいたしまして、健康寿命の延伸を図ることを目的とした健診のことをフレイル健診と言っております。

今までの健診で活用した問診票を、フレイル状態になっていないか、いわゆる介護が必要になる手前の状態になっていないかをチェックする１５の項目が新たにでき、今年度から活用するということになっております。

また、背景には、後期高齢者はフレイルに陥るリスクを抱えることから、フレイル状態の高齢者の身体活動や、栄養、社会参加に関する介入を行うことで、

健康寿命の延伸につながるということが期待もされておるというところでございます。

また、傷病の予防、重症化予防の取組として、運動、口腔、いわゆる口の中であつたりとか、栄養、社会参加などのアプローチをすることが重要なポイントと考えられておるというところでございます。

○阪東議長 岡田議員。

○岡田議員 2018年、日本人の平均寿命は、男性81歳、女性は87歳となり、ともに過去最高を更新しているそうです。一方、自立して日常生活を送ることができる健康寿命は、男性が約72歳、女性が約75歳。その差は男性で約9年、女性は約12年の開きがあります。75歳を境にフレイル状態の高齢者が増えるとされています。そのフレイルを予防する鍵を握るのが、栄養、そして、運動、社会参加の3つだそうです。高齢者がこの3要素を意識し、各自が取り組みやすい形で日頃から心がけ、継続的に実践していくことが予防につながります。要介護のリスクを判断し、早期発見し、改善へ取組をすることで介護予防につながるので、ぜひこのフレイル健診を今年度取り入れてほしいと思います。

そこで、次の質問に移りたいと思いますが、本町でフレイル健診はいつ導入されるのかお聞きしたいと思います。

○阪東議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 導入でございますが、当初、今年度を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策により健診の実施時期が確定できないというところございまして、今年度は通常の後期高齢者の健診のみということになります。ただし、来年度からは、このフレイル健診に基づいた健診をしていきたいというふうに考えております。

○阪東議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答いただき、ありがとうございます。

何度も繰り返しますが、介護予防の第一歩は、要介護のリスクを判断し、早期発見して、すぐ改善へ取り組むことが大切なので、早急に、できるだけフレイル健診ができる体制づくりを行っていただきたいと思います。

次に、本町におけるフレイル状態の人を早期発見し、独自の改善への取組があるかお聞かせください。

○阪東議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 町での取組でございますが、75歳の方の健診を重点的に進め、また、運動指導士が、各集落にサロンがありますので、各サロンを回る体験型介護予防講座を通じまして、参加者の体力測定などを行う予定ということをしております。そのことによりまして、甲良町でも開催しております介護

予防事業の筋力トレーニングでありますとか、認知機能トレーニング、いわゆる脳トレと言っている教室もございます。介護予防のサロンも開催しておりますので、そういうことによりまして改善につなげたいというふうに思っておりますのでございます。

○阪東議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答ありがとうございます。

社会とのつながりを失うことがフレイルの最初の入り口だそうです。就労やボランティア活動、趣味や稽古事などのグループ活動、友人や知人との交流や近所付き合いなど、地域社会に関わる活動に参加することが効果的だそうです。閉じこもりがちな生活をしないように、生活習慣を改善してみることも大切です。社会性は、活動量、精神、心理状態、口腔機能、食、栄養状態、身体機能など、多岐にわたる健康分野にも大きく関わります。

兵庫県では、いち早く厚労省が推奨している「フレイル予防・改善プログラム」を実施しています。少子・高齢化が進展する中、地域の活力を維持するためには、元気な高齢者の活躍が必要不可欠であり、健康寿命の延伸が重要です。これまでの通いの場、いわゆるサロン等での取組は、介護予防としての身体機能の向上が中心であり、フレイル予防につながる口腔機能の向上や低栄養の改善に向けた取組が多く、多くの市町村には十分に広がっていないのが現状です。

このプログラムでは、市町村が保健事業と介護予防の一体的な事業として、栄養士や歯科衛生士等の専門職や配食事業者と連携し、フレイル予防・改善対策に取り組むことが、地域に元気な高齢者を増やすことにつながっていきます。そのためにも、このプログラム導入に向けた体制準備、そして、事業計画、事業実施、評価とその活用ができるように、まずはフレイル対策検討会議を持たれることを提案させていただきます。

そして、地域包括ケアシステムを導入するためにも、地域包括支援センターの役割が大変重要であり、今の本町の現状では、こうした役割が担えないくらい人材が不足し、残念ながら事業が行えないと認識しています。

地域づくりによる介護予防推進支援事業として、国や県がバックアップし、特に相談や支援をしてもらえるのと、モデル市町村として1都道府県に5市町村までされているそうです。厚労省や県に確認して、「フレイル予防・改善プログラム」を実施できるように本町としても取り組んでいただけたらと思い、今回提案させていただきました。この事業を取り入れることが、高い介護保険料や国民健康保険料の減額につながると私は確信しております。

それでは、次に、2番目の質問に移りたいと思います。

町内会とは、同じ地域に住む住民同士で組織された団体で、自治会や区会など地域により名称は様々です。

総務省の調査では、こうした支援団体は、2013年4月1日現在、全国に29万8,700あるそうです。任意団体で、住民に加入の義務はありません。法人化していなければ、指導監督権を持つ所管庁はなく、運営は会員の総意で行われます。

インターネット上では、今、町内会の活動に対して、「親睦会や旅行は役員が私的に楽しんでいるだけだから要らない」「道路のごみ拾いは行政がやればいい」「回覧版が面倒」などと批判する人もいて、不要論が飛び交っています。活動の一部は自治体からの委託業務の場合もあり、委託料も出ていますが、これに対しても、「町内会が行政の下請のようになっている」「本来は行政がやるべき」という意見も出ています。

地域住民の親睦や防犯・防災活動などの場として存続してきた町内会。しかし、近年は、プライベートを縛られたくない人も増えて、加入率は低くなり、一部では先ほど言った不要論もささやかれています。

その一方で、東日本大震災以後、いざというときの互助組織として見直す動きもあるそうです。時代に合った組織として町内会が生き残ることはできるのか。こうした問題も踏まえ、本町においても、住民自治の向上と区の在り方についても考えなくてはいけない時期に来ていると思い、一般質問をさせていただきました。

まず初めに、本町における各集落の町内会、自治会などの運営支援はどのようなものがあるかお聞かせください。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 運営支援と申しますか、補助金という形を説明させていただきます。

令和元年度から甲良町まちづくり総合補助金ということで集約させていただいて、制度の変更をいたしました。地域の活動の実績などに補助をしていくというものでございます。これを有効に活用していただいて、地域の活性化につなげていただけたと考えておるところです。

○阪東議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答ありがとうございます。

各集落とも財政的には厳しい状況と、人材不足のため、様々な行事や取組においても困難な状況になりつつあります。そうした中、財政的な支援をしていただくことによって解決できることも多いと思い、この質問をしました。

次に、本町における各集落の町内会、自治会などの問題点や改善策についてお聞きしたいと思います。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 昨年度から東京農工大に依頼をいたしまして、各集落の現

状などの調査をして、分析を実施いたしておるところです。

その中で、集落の現状として、自営業の減少、サラリーマンの増加により、昼間、集落内に人が少ない、産業構造の変化により町外へ転出、少子化による人口減少が進行している、価値観の多様化によります隣近所の付き合いを好まない人の増加により、役員の引受手も少なくなっているなどが挙げられるのではないかとのことでした。

改善点ということで、今年度、2つの集落に入りまして、ワークショップなどを通じまして、そういう改善などを見つけられたらということで考えているところでございます。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 地域活性化コンサルタントで、まちづくりや町内会、自治体の問題についても詳しい水津陽子さんによると、日本全国ほぼどの町内会も同じような問題を抱えているといいます。

「町内会の役員の多くは70代で、これまでのやり方をなかなか変えられずにいます。一方で、町内会に求められる役割は、防災、防犯、清掃、地域活性化、子どもの見守りと増えるばかりなのに、新しい人、若い人が加わらないので、いつものメンバーに負担が偏りがち。変わりたいけれど、変わらないジレンマ、過渡期なんです」と話されています。

要するに、今の町内会が時代に合っていないだけで、住民自治の仕組みが必要であることは間違いのないと思います。行政には、人手も予算も不足しています。

改善点を5つ挙げるとすれば、1つ目に、町内会の加入・役割は強制ではなく、2番目に、若い人の意見もやはり尊重して、希望や都合に合わせて参加できるルールや仕組みに変えることが重要だと思います。

3つ目に、行事・会合は一旦ゼロベースで見直しして、必要なものを残すことも必要でないかと思います。

4つ目に、規約や個人情報の取扱いも時代に合わせることも大切ではないかと思います。

そして5つ目に、情報化を進めることで、会合や連絡等、意見交換や合意形成など、情報交換や参加ができるようにするなどが重要です。

今まで慣例で進めてきた町内会も、いわゆるリストラ、再構築とアップデートが必要な時期に来ていると思います。最近では、町内会の加入率が低下したことで危機感を抱き、変革に挑んでいる町内会も少なくないそうです。

こうした問題以外にも、全国的にも、一部の自治会で金銭をめぐる不正が起きていたり、自治会によっては、規約がないため、何かトラブルになったときに対応がばらばらになるなど、様々な課題や問題点があります。

そこで、全国の市町村の取組の中で本町に役立つ内容を見つけたので、紹介したいと思います。それは名古屋市での事例ですけれども、名古屋市では、町内会長をサポートするため、役立つハンドブックを作成しているそうです。ハンドブックはA4判で28ページ、規約制定の重要性、進め方、役員の構成、決め方、そして事業の計画と報告、特に金銭の管理などについて、分かりやすく説明し、規約や決算書など、町内会・自治会に必要な12種類の組織例を掲載し、すぐ役立つ内容になっているそうです。

そのハンドブックを作成するきっかけをつくったのは、同市の瑞穂区で町内会長を務める横井さんだそうです。一部の自治体で金銭をめぐる不正が起きていたことから、地域の議員に、問題が起きないようにするため、規範などを定めた手引が必要ということで要望して、市に町内会・自治会長の助けとなるマニュアルをつくるように求め、実現したそうです。

また、練馬区では、「これからの町会・自治会運営のヒント集」ということで、分かりやすい資料をつくられております。かなりページが厚いんですけど、このような感じで。これは、いろいろと、本当にいろんなヒント集で、やはり初めて町内会長をされる方なんかは、どのようにしたらいいのかということも分からない。私の住んでいるところの字もそうなんですけど、いわゆる区長さんによって、できる・できないということが、やっぱりかなり差が出てきて、それが一部の区民の皆さんには、「あの方は、前はこれだけやってもらったのに、今回は」という声もやっぱり出てくるので、ある程度基準をつくることによって、次に町内会長、いわゆる区長になられるときの負担とか重荷、いわゆる責任を、できるだけ負担を減らしてあげたいなという思いがあって、今回こういう質問をさせていただきました。

特に甲良町に見合った区の在り方についてというのは、やはり、町民の皆様をはじめ職員の皆さんも一体となって考えていただいて、地域の皆様の住民自治の向上のため、近隣が助け合い、トラブルがなくなるよう、住みよい町にするためにもルールづくりが必要だと思いますので、取り組んでいただけたらと思います。

今回の一般質問は、住民自治の向上と、町民の皆さんがコロナに負けず、健康で明るく暮らしていくためにも、福祉の向上にも最優先で力を入れていただけたらと思います、質問と提案をさせていただきました。

職員の皆様におかれましては、今、未知数のコロナ感染の影響で、今まで誰も経験したことのない対応に迫られ、お疲れのことと思いますが、こんなときだからこそ職員が一丸となって、もちろん議員の皆様や関係者を巻き込んで、町民の皆様の安心と安全を提供できる住民サービスに力を入れていただけたらと思います。微力ながら、私もそのお手伝いができればと思いますので、力を

合わせて頑張っていきましょう。

これで私からの一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○**阪東議長** 岡田議員の一般質問が終わりました。

次に、4番 山田裕康議員の一般質問を許します。

4番 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 4番 山田裕康です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の大変な時期ですので、早めに終わらせようと思いますので、よろしくお願いします。

まず、(1)の行政の弁護士委託について問うということで、①の年間の弁護士委託料は幾らかお聞きします。

○**阪東議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 令和元年度の予算ベースであります。弁護士の顧問料が61万円で、弁護士の業務委託が353万5,000円、予算ベースで計上させてもらっています。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 次に、②に入りますが、この委託料はどのぐらいの範囲でされているのかお聞きします。

○**阪東議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 契約に基づいてお願いしてまして、ケース・バイ・ケースで、個々の事案ごとに個別契約を結んでお願いしているところであります。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 次に、③に入りたいと思いますけど、契約書がここにあるんですけど、毎月3万円ということで契約されているということでありまして、それ以外に発生していて、先ほど答えられたように金額が増えているんですけどね。

ほんで、別の委託料が発生しているわけなんですけど、それはどのようなことなのか、また、委託料はどのようにして決めているのかお聞きします。

○**阪東議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 個別事案ごとで、貸金等の返済などの事案ごとに発生しているので、そういうことでありまして、委託料につきましては、日本弁護士連合会の報酬等の基準に基づいて、京都弁護士会の報酬の規定に基づいてやっております。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 次に、④なんですけど、これは誰の権限でやっているんですか。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 最終的には町長の権限であります。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで、⑤なんですけど、先ほど全部の委託料を言われていたんですけど、先ほど人権課のことで、返済金とかのことで頼んでいると言っていたんですけど、それ以外に、その他の課、どのようなことで頼んでいることが令和元年度にあったのかお聞きします。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 令和元年度ですと、総務課としては、弁護士の顧問料、委託で3万円掛ける12か月の36万円で、あとは人権課の関係であります。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そうすると、人権課は完全に法律に関してのことなので、やっぱり弁護士というのは必要だということが分かるんですけど、それ以外に頼んだものは全然ないということによろしいんですかね。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 別の契約はしていないということであります。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。

それで、これは私が平成30年10月22日に情報公開でもらった文書なんですけど、30年度においては人権課以外にたくさんの案件で弁護士の委託が発生しているのがこれで分かるんですけど、請求書がありますので。この請求書が5枚、人権課以外で請求をされているのが5枚、請求書が弁護士から出されていますね。

それで、私が聞きたいのは、法律に関してはやっぱり弁護士は必要なんですけど、法律に関係がないようなことまでもこのときは頼んでいるように私は聞いてるんですけど、法律以外で弁護士を頼んで、町民に対する案件を頼んだ場合があると聞いているわけです。この前も、何か情報公開を1年半も放っておいたことに関しても、弁護士委託になっているのも、「しゃべれませんか。説明責任はできません」とかいうことも言われたとかいう苦情もちょっと聞いているんですけど、そんなことまで、弁護士が何でも説明責任を果たせるんですか。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 まず、弁護士の業務委託料、平成28年は破産申立てとかで9万8,928円で、平成29年度も破産申立てで44万8,622円、平成30年度は某会等の案件で10万8,000円、あと、元職員の審査請求のことで20万6,000円払っています。

今言われたのは、先般の情報公開のことということでして、情報公開の請求

がされていまして、その返信が、対応がちょっと遅れていたということで、相手さんの弁護士の方から催促があったというふうに聞いています。その関係で弁護士さんのほうに情報公開の請求の資料を送ったというふうに聞いていまして、その後のやり取りで、本人のほうからいろいろ電話があって、若干、不当対策官なりに相談する案件があって、彦根署のほうやらも相談させてもらったというふうな報告を聞いていますので、その件もありましたので、相談させてもらったというふうに聞いております。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今、いろいろ聞いたんですけど、やっぱり、そういうようなことはこの役場内で起こっていることであって、弁護士が知らないことに対して頼んで、それに対してやっぱり説明責任、⑦のほうに入るんですけど、これに対する説明責任は全部弁護士さんがやってくれるということですかね。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 基本的には町のほうが説明責任、当然、税金を使っておりますので、町のほうが説明責任を行うものだと考えております。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 弁護士も説明責任を全部負うということで、というのをちょっとしっかりと聞いておきたいんですけど、それでいいんですね、説明責任は弁護士ということで。そちらは説明責任を絶対果たしてくれるということによろしいんですね。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 説明責任を果たすというのは、今ご質問を頂いていますので、今、このように説明をさせてもらっていますので、これも説明責任を果たしていくというふうに考えております。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 分かりました。

それで、私が思っているのは、⑧というのは、法律的に關してのことではないのかということなんですけど、そのほかにも頼んでいるということなので、そのことはいいんですけどね。

前、私が送らせてもらって、前に弁護士のほうから答えを頂いているものがあるんですけど、平成31年1月9日にあるんですけど、このときには、弁護士さんについては、法律に関する法的助言をするだけやと。これは、法的助言をした後のことは、法的助言を受けた側に委ねられているものということで、私はそういうふうにとっていたのですが、法律以外のことでもやっていただくということでもいいんですか。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 基本的には法律関係でありまして、行政法に基づくこととか地方公務員法に基づくこと、主に住民さん相手につきましては民法に関することがベースになっておりますので、そういう法律関係に詳しい方に相談をさせてもらうということは行っております。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 分かりました。法律関係を主にやっているということになるんですけどね。

⑩番で私はこういうふうに書かせてもらっています。やはり法律以外に関しては、町民との間でしたら、やっぱり説明責任は行政がしなければいけないと私は思っているんですけど、それまで弁護士に委ねられてやるということになってくると、ちょっとこれは町民に対してなかなか話合いができていないというのが現状と聞いています。

それで、やっぱりそのことに対しては一切行政は携わらないというのか、ノータッチでやるし、弁護士のほうからも、文書で送られているのは、町のほうでは一切しゃべってくれるなということを文書で送られてきたということも聞いておりますので、そうなってくると、弁護士だけしかしゃべってはいけないということになってきます。

そのことで、やっぱり、このことに関しても、⑩番で書かせてもらっているのは、やっぱり行政として、町民に対しては、こんなことじゃなしに、やっぱり説明責任を果たさなければいけないと私は思うんですけど、この⑩番に対してはどのような答えですか。本当は町長に答えていただくように出していたんですけど、総務課長に変わっているんですけど、どちらでもよろしいです。はっきりと答えていただきたい。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 委託、委任事務をしております。特には、長年の懸案事項等々の解決の場合には、行政の判断で立ち行かない事案がある場合には弁護士さんに委任をしてお願ひしておりますので、委任をした事案については弁護士さんを通して当事者、もちろんおっしゃるように町民との関係でありますので、総務課長が申し上げましたように、主体は行政、町にありますので、町の説明責任というのは基本であります。個別事案によって、委任している事案についてはその限りではないということもあります。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今のを聞きますと、やっぱり行政のほうが責任を持ってやらなければいけない案件に対しても弁護士をつけ、それに対して町民の方が行政なり、町長なりに話されても、すぐさま弁護士のほうから、「なぜ町長と話すんですか。これは弁護士が委託されているので、行政と一切話すのはやめてくだ

さい」という文書が送られてきます。

そしたら、この方にとったらどうしたらいいんですか、弁護士と話すとなってくると。そのことに対しても、きちっと弁護士が説明して、こういうふうに話しますよという説明があればいいんですけど、ないし、そして、それに対して、その方が京都の弁護士ですので、行こうとしたら、交通費なども全部町民持ちやし。彦根に来てもらうのやったら、ここへ私がもらっているのは、日当として3万円払わんならんとということで、こっちへ来てもらっても日当がついて弁護士に払っていかなあかんということになっていけば、これ、弁護士料だけでも大変になってくるということが。やっぱりそういうようなことをなしにしていって、やっぱり行政は町民に対してしていかなければいけないというのが私の見解で言わせてもらっているんですけど、これからもそんなことも考えて、やっぱり説明責任はきちりと町政が、行政のほうややっていかなければ、懸念しているのが、私は思っているんです。やっぱり町民に対してきちりとした対応をしていかなければいけないということが私は必要だと思います。

ここに、情報公開でもらったんですけども、平成7年の情報公開でもらった工事の案件なんですけど、ここでその方の家に対して擁壁をして、「あなたの土地はここまでですよ」と言って何百万かけて擁壁をして、区分けして、この中のところがまだ町の名義やからと言って、この方に対して、「20年間勝手に使用していたので、使用料を渡せ」ということで、やっぱりこんなこともきちりと話し合いをして。それでないと、ただ文書を弁護士から送ってくるだけでは話し合いにも何にもならないんですよ、これではね。弁護士委託にするのはいいけど、やっぱり行政もその間に入って、どうしたらいいか、きちりと話し合いをしてすればいいんですが、ただ文書を送ってきて、こんなことだけでは話し合いにもなりませんので、はっきりと言わせてもらいますけどね。

このことに対しても、今からでも現地を見てもらったら、誰が、100人見たかて「この人の土地や」と家の中に、何で甲良町の土地の名義が残っているのかというのが、ほんまに二十何年前の話なのであれですけど、きちっとそんなところを、やっぱりしっかりとね。やっぱりそれは行政が責任を持って説明責任を果たさなあかん。弁護士に対しても、そんなん説明できるわけがないのでね。それに対して、やっぱりしっかりと行政のほうや説明をしていただきたいということを言わせてもらって、この質問は終わらせてもらいます。

次に、(2)の新型コロナウイルス感染症において、甲良町の施設への影響を問うところに入っていきます。

①なんですけど、甲良町の施設で、新型ウイルス感染症で閉鎖などの処置を行ったのはどこなのかお聞きします。

○阪東議長 教育次長。

○福原教育次長 まず、小中学校であります、3月2日から5月31日まで臨時休校となっております。ただし、4月の8、9、10日については登校しております。

図書館につきましては、3月9日から3月31日までと、あと、緊急事態宣言が全国に発令された後、4月19日から5月19日まで休館しておりました。

このほかに、体育館や運動公園なんですが、4月26日から、これにつきましても5月31日まで使用の停止をさせていただいております。

○阪東議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 私どもの所管しておるところでいきますと、皆さんご存じのように、香良の湯、温水プールにつきましては4月17日、これは緊急事態宣言が出た翌日からでございますが、5月31日まで休館をさせていただいたというところでございます。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そこで働いてきた人たちが、やっぱり、こういうふうに関鎖等が、休館等があったんですけど、それで休暇していた人が何人ぐらいいたんでしょうかね。

○阪東議長 教育次長。

○福原教育次長 まず、教育委員会のほうの管轄で言わせていただきますと、東小学校のほうに、シルバーさんなんですが、給食の配膳員として来てくれました。ただし、休校中につきましては給食がないということで、シルバーさんが1人休んでいただいているのと、あと、支援センターのほうなんですが、週2回、これもシルバーさんなんですけど、清掃のほうに入ってくれていたんですが、数日間の休暇を頂いております。それ以外に、町費の学校の支援員さんとか指導員さんにつきましては、プリントをつくったりとかという作業がありますので、休暇のほうはしておりません。

○阪東議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 私どもが所管しております香良の湯、温水プールの関連でございますが、指定管理をしております。その契約社員、アルバイト等がおりまして、その12人がコロナに関連して休暇等を取得したということを聞いております。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで、よく皆さんもお聞きしていたと思うんですけど、在宅ワークという言葉が聞かれていると思いますけど、やっぱりそれは、よく言われたのは、1週間のうち1日は仕事に行って、4日間は在宅ワークでしてくださいとか言われたんですけどね。お聞きしたいのは、やっぱり学校の授業がなかったりするので、学校の先生とかは在宅ワークとかはされていたんでしょう

か。

○阪東議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 4月中旬に県の教育委員会のほうから、在宅勤務についての実施要綱がまとめられました。本町におきまして、それに準じて4月20日から在宅勤務を開始しているということでございます。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 されていたということですね。何日ぐらいされていたかというのは分かりますか。

○阪東議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 基本的に子どもがいませんが、登校日や会議等の校務に支障がない日に限って在宅勤務のほうをしていただいております。日数で言いますと、小学校でありましたら8日程度、そして、中学校におきましては16日程度というふうになっております。

以上です。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。

それで、私の行っているところなんかも、在宅ワークといって、1週間に1回ないしは2回休めというふうに命令というのか、来ていたんですけどね。学校以外に、こちらの行政のほうでもそんなことをされていたのか。あるようでしたらお聞かせください。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 大津市は閉庁でありましたし、それから、滋賀県ですが、滋賀県は5分の1ルールというルールをつくって在宅勤務もやられました。関係市町へのそういう取組も要請がありまして、甲良の対応としては、在宅勤務をするテレワークのシステム、装置が未整備でありますので、取りあえず応急対応として、会議室、公民館の2階の広間にパソコンを移動して、2分の1程度の職員がパソコン、避難をしながら日常業務をするということを1週間程度やりましたが、事務効率が悪くてうまくいかなかったというのが現状であります、1週間程度そういう取組はしました。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。

次に、最後、③に入らせていただきますけど、その休まされていた方に対して救済措置は考えているのか。また、施設なんかも閉鎖なりをされているんですけど、そちらの救済措置も考えているようであればお答えください。

○阪東議長 産業課長。

○西村産業課長 以前の議論では、保健福祉課、プールとお風呂が休業したとい

うことで、うちの指定管理でありますプールの業者さんにその休業補償と、その中にお風呂の再委託されている運営費見合いも含めた形で補償するというところをお話しさせていただきました。

今回、小学校・中学校が休業したということで、特に小学校でシルバーさんのほうを休みにさせていただいたということ、それから、子育て支援センターの掃除のほうも来場禁止になったのでお休みいただいた。このことも救済ということで考えたいと思いますので。ちょっと救済方法については、また今度の委員会なりで、今の現状の予算の中で捻出するのか、また新たな予備費対応等でその部分を補償できるのかということについては回答させていただきたいと思いますので、補償する方向で考えているということですのでよろしくお願いします。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。考えているということで、前向きによろしくお願いします。

それで、ちょっと私が、新型コロナウイルス感染症の影響で、やっぱり食料品、何にしても売上げが落ち込んでいるのが現状だと皆さん認識していると思いますね。

この間、私は道の駅の幸楽食堂に行ったんですけど、そのときも、私が行ったらお客さんが一人もいなかった。11時前に行ったんですけど、一人もいなくて、そのときに「大分影響があるか？」と聞いたら、「むちゃくちゃあります」と。やっぱりお客さんが来るのも少ないですね。ほんで、そういうところの施設に対して、賃貸料とかをやられていると思うんですけど、やはりそういうようなところの軽減とかも、ちょっとそういうようなことも心配になって、お聞かせ願いたい。考えているんでしょうか。

○阪東議長 産業課長。

○西村産業課長 飲食店につきましては、時短の休業要請ということがあります。通常は休業要請されておきませんので、運営されておりましたが、やっぱり外出自粛ということで、お客さんも少なかったということで、ゴールデンウィーク前から休業に入られました。

中小企業さん、それから個人事業主さんについては、売上げの減少で、特に今おっしゃっておられる幸楽食堂さんにつきましては、ひふみさんは株式会社ですので、中小企業として売上げ減少の国の持続化給付金、売上げ減少が50%以上なら最高で100万円と。この持続化給付金を受けていただければ、減少が50%を超えたらその給付金を受けていただきたいと思います。50%に行かない場合は、甲良町の持続化給付金が既に受付を開始しておりますが、金額的には今10万円なんですけど、その10万円を受けていただくという今の救済措置になっております。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。

そういうところがあるということで、やっぱりしっかりと指導してあげていただきたいと思いますし、やはりこれの影響が、甲良町に多大な影響が出ているというのが現状だと思いますので、これからもそういうようなところをしっかりと指導のほうをしていただきたいと思いますので、お願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○阪東議長 山田裕康議員の一般質問が終わりました。

ここで、15分程度休憩をします。再開は10時15分とします。よろしくお祈りします。

(午前10時00分 休憩)

(午前10時15分 再開)

○阪東議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

産業課長がちょっと訂正があるということで。

産業課長。

○西村産業課長 先ほどの山田裕康議員の質問の回答で国の持続化給付金のお話をさせていただいたんですが、これは、中小企業の場合は最大200万円、個人事業主さんは最大100万円、給付金を頂けるという制度で、今、受付が集中しているところですので、ちょっと中小企業は100万円と言ってしまいましたが、金額を訂正させていただきます。すみません。

法人です。株式会社等です。

○阪東議長 次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

11番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、早速、質問に入らせていただきます。最後の、ラストバッターですので、どうぞよろしくお願いいたします。

私は、新型コロナウイルスの影響と町の対応、これに絞って質問を今回させていただきますことになりました。

今回、私たちが経験したことのない感染症の広がり、命と健康に対する危機の中、政治・行政・社会の基本的な在り方、これが問われている問題として、見解、対応をただしていきたいと思っています。

今回、コロナ対応に絞りました。それは、人々の命と健康を何よりも第一に優先して対応すべき現代における政治と行政の課題が凝縮して、象徴的に表れているからだと考えからです。

この間、市中感染が拡大する中で、安倍政権も甲良町政も初動対応が大変遅く、内容も、当初予算にコロナ対策は国も町も1円も計上されませんでした。

とりわけ安倍政権は、PCR検査体制、それから医療支援も、そして、緊急事態宣言の下での外出自粛、接待を伴う営業、イベント、映画、コンサートなどの自粛、また、ステイホームの強い要請をしているにもかかわらず、「自粛要請と補償はセットで」との願いにも背を向け続けてきました。

PCR検査に至っては、多くの専門家、野党、そして、WHOが指摘するように、極めて貧弱な体制、予算措置でありました。その対応を一つ一つ変えていったのは、国でも我が町でも世論と議会での論戦、提案だったと思います。

そこで、1つ目の質問に入ります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響をどのように受け止めているのか。町民の暮らしや営業の特徴的な状況はどうか。いろいろ多岐にわたると思いますが、特徴的なところを挙げて、町が掌握している部分を報告いただきたいと思います。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 ちょっと前段、人間とウイルスの闘いみたいなことをコロナウイルスの関連で報道もされております。100年前のパンデミックも、報道されておりますスペイン風邪であります。データを見てみますと、世界で1,000万人とも4,000万人とも死者が出ている、日本でも45万人が亡くなったという大戦中のウイルス。これまで人間社会はウイルスとの闘いをどう克服するかという歴史でもあったかというふうに思います。

今回のコロナウイルス感染については、世界全体がグローバル社会となりまして、瞬く間に世界中に感染が広がって、今も終息をしていないという状況です。日本においては、緊急事態宣言が解除はされましたけど、専門家の意見も踏まえて、2波、3波の感染の想定等が心配されている。早期にワクチンの開発が待望されるという状況下であります。

一方、社会情勢を見ますと、経営危機、金融危機の心配がありまして、政府においては、リーマンショックを超える経済対策、いわゆる財政支出を表明されているところであります。しかし、今の対策以上に、今後数か月、半年後は、さらに経営・金融危機が深まるだろうということも言われているところでございます。

そこで、ご質問の暮らし・経営でございますが、コロナ禍の災いにおいては、行動の自粛をまずは要請されていることから、人と物が動かなくなったということがあります。緊急事態宣言を解除するに当たっては、政府は新しい生活様式の定着を言うておられますが、これはそう簡単にはいかなくて、時間がかかることだというふうに思っています。

当面は、本町といたしましては、地方創生臨時交付金などの財源を活用して、3密をはじめとする感染を避ける努力をみんなで続けていって、私たちの町で

は、当面は地元事業者の資金繰り支援なり、雇用支援、そして、町民にとっては、住民生活においての生活支援を中心とした当面のコロナ対策を行っていくことだというふうに考えております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、町長にも届いているかと思うんですけども、それぞれ町民さんの思い、それから現状で、個々に各課ないしは、とりわけ住民課なり、税務課なり、接するところが多いですので届いているかと思うんですけども、私たち議員は、日々、町民の声を聴くんですね。そして、このコロナの問題が起こると余計に声が聞こえてまいります。

例えば、私が聞いていますのは、僅かでありますけども、ダンプの営業をされている方で、4月は3日、5月は2日しか出勤しなかったということを聞いています。それから、食料関係の方ですけども、4月、5月と売上げはゼロ、こういうように悲鳴に似た声を聴いてまいりました。

また、外出自粛を、後でも述べますけども、理解不足といいますか、「一切、家から出ない」、こういうおばあちゃんの声をお聴きしましたね。こういう点でも、非常に町民の生活、変容の要請という行動要請が言われていますけども、末端では本当に深刻な状況になっているというように思うんです。

具体的などころでの声、企画監理課、税務課なり、住民課なりで聞いているのがありましたら報告いただけますか。

○阪東議長 税務課長。

○大野税務課長 納税猶予の相談が6月4日時点で4件ございました。うち2件、申請がございました。税務課ではそのような状況でございます。

○阪東議長 住民課長。

○小林住民課長 住民課のほうにおきましては、特に今のところそういったご相談のほうは頂いていません。

○西澤議員 企画監理課はどうですか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 企画監理課のほうでも特に給付金以外の相談はございません。

○阪東議長 産業課長。

○西村産業課長 商工会を通じての融資、コロナ融資が50件ぐらい出ています。土木事業者さん、自動車関連、様々ですけど、町としてはその認定業務、事務がありますので、それで金融機関のほうから無利子・無担保融資のほうを受けられるというケースが非常に多いということも、今後もまた続くというふうに予想しております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 ほかに各課長さんで聞いている方がおられましたら報告をもらえたら。教育関係にしろ。

○阪東議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 保健福祉課関連でいきますと、母子の健診等が5月いっぱい中止をしておりまして、その辺りにつきましては、お問合せ等につきましては電話等での対応ということでさせてもらっていきまして、人が分かりますので、6月以降、順次、健診のほう等に入っていきたいというふうに思っております。

○阪東議長 教育次長。

○福原教育次長 教育委員会のほうでは、特に保育園に通う保護者の方からなんですが、コロナの影響で子どもを自宅で保育している家庭なんですけど、保育料の減免についての相談が何件かありました。それにつきましては、規則のほうがありますので、それに準じて、今後、事務のほうを進めていきたいと思っております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 ありがとうございます。それぞれ、やはり今まで経験したことのない町民さんの状況だと、また、そういう声が届けられているんだというように思います。

それで、2つ目なんですけど、3月の定例会で当初予算、これは修正案が可決をした後、付帯決議がされました。これについて、マスコミの取材に町長が答えているところをびわ湖放送で見ましたけども、改めてその決議に対する認識を問うておきたいと思います。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃるとおりでございます。書かれている文面を何度も読み返しております。文面には、「予算の執行は、無駄を省き、余計な経費を使わず、節減に努めることはもちろんだが、昨今のコロナウイルス対策の一環として、町民の暮らし支援策を早急に講じることを強く求める」と。

この決議に対しましては、課長会、そして、コロナ対策本部会を断続に開催いたしまして、議員の皆さんのご提案をいただいたり、職員提案を受けるなどして早めの検討に入りました。議会全員協議会を開きながら、4月27日、5月20日の臨時会、そして、本6月定例会を迎えて、補正予算でそれぞれの支援策についてを計上してきたところでございます。

財源につきましても、後ほど質問がございますが、今回の補正については、地方創生臨時交付金、1次の配分金を財源充当いたしたというところでございます。これまで既決予算のやりくりと、それから、少し議論になっておりますが、財政調整基金の取崩しで充当しておりますが、さらに今後、予算、財政の

状況、施策の展開、それらを総合的に前へ向いて進めていきたいと思っています。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 たしか、びわ湖放送の取材に対して、「議会で全員一致で可決したことを受けて、真摯に対応したい」というコメントを發表されているように思います。その後のコロナ対策の予算措置、事業の計上、これは一定私どもは積極的に評価をしていきたいというように思います。

それで、続けて5月20日に、同じような中身で、一旦5月20日に第2弾の補正予算が可決をした後でありますけども、その決議もされました。これについても若干感想を聞いておきたいと思います。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 決議をいただきましたコロナ関連対策について、同時に、事前に全協なりでコロナ施策についての協議を、事前協議をさせていただいておりましたので、その決議のとおり、新年度当初の今申し上げました決議、それから、2回目の決議を受けて、議会と行政が協議をしながら、知恵を出しながら、コロナ対策にこれからも引き続いて取り組んでいくということには変わりはありません。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、第1波は終息したかに見えますけども、町長の開会の挨拶のように、コロナの災害がゼロになったわけではない、ウイルスの根絶をされたわけではないと。建部議員の発言を引用させていただきますと、1か月間、感染者が現れないことによって終息をしたと見ていると。これも1つの理だというように思います。

そこで、第4弾が今回計上され、3弾、4弾が計上されていますが、その後の状況から見ても、その後の推移を考えても、町独自の予算措置、対策、それから、国への要望活動も後で若干詳しく要請をしていきたいと思っておりますけども、そのことが必要です。

同時に、今回の対策、独自対策と、予算措置との関係、財源の関係、これを見ても、第1次は収支がバランスで完結をしているわけですけども、第2次、第3次は国の予算との関連を用いて、第3次、第4次の対策、予算を計上して、提出していただいていますので、その分、改めてその関係ですね。とりわけ、何の関係かといいますと、財源を補填しながら対策に充てていく、こういう点でどういうように、今までどうなっているか、そして、今後、国の予算との関係、これを説明いただきたいと思います。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 昨日、西澤さんからペーパーを頂きましたので、改めてこれを整理

させていただいたのが今日お配りしたこの表でございます。この表でこれまでのコロナ施策についての事業と、それから、財源はこういうふうに財源手当てをしたということでございます。

4月27日の第1号補正については、特別定額給付金、そして、布マスクの事業費、収支はこういう状況です。

それから、5月20日、第2弾については、合計、書いているとおり21事業、財源についてはちょっとややこしいんですけど、書いております。

それから、6月4日、今議会に提案させていただいている3弾、4弾を合体いたしましたして、いずれにしても3弾という形にさせていただくわけですが、8事業、1億392万4,000円の事業費ということで、それぞれ財源を充てております。

特に説明が要ります5月20日では、カーボン事業の中で、これも議会の決議をいただいている中でありますが、LED事業を見送ったということでもありますので、LED事業を、これはやりませんので2,425万8,000円。それから、公民館の空調、こういう状況で町民なり皆さんがあそこへ集まる機会を自粛してもらっているというので、少し工期を遅らせてもらうということも含めて、一般財源で1,510万を充てていたのをコロナに回させていただいていると。それから、夏祭りの中止予算等々で、合わせて4,950万7,000円。コロナの支出よりも多いやないかというのは、昨日、西澤議員が資料をまとめていただいたとおりでございます。

それから、今回の事業であります、そのうち、1号、2号、3号、それぞれ財政調整基金を手当てしております。それから、今回の3号では地方創生臨時交付金全額の予算を充てておりますので、交付金は全て財源に充てて、なおかつ、下の表を見ていただきますと、当初で予算調整の関係で2億2,700万余りを財調から繰入れをするという予算編成になっておりまして、1号、2号、3号、そして当初で2億9,000万、財政調整基金の繰入れでございます。現在高と比較しますと、1億280万の財調の状況になるということでございます。

そこで、昨日配付させていただきました基金、特別会計の積立金の一覧表がありますが、この財源についてもやはり視野に入れながら、例えば青少年であったり、教育であったり、ふるさと基金であったり、ふるさと応援基金であったり、所要の目的に合致するならば、他の基金についても財源として今後は視野に入れていきたいということでございます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 詳しくは今日頂いた資料も予算委員会での議論になると思いますが、若干説明が要るかなと思いますのは3号ですね。第3弾の6月4日の

財政調整基金、財源のほうの6,704万1,000円の財政調整基金がこれだけ増えているのか、それとも、何か予算上の意味があるのか、説明いただけますか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 過充当になっているのではないかとありますが、三角の2,680万余り、これについては、コロナ事業費以外の事業に一般財源として財調を充てているという、こういうふうに見ていただければありがたいと思います。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 分かりました。

それで、4番の5月20日に提案いただいた臨時交付金の計画ですが、表を見てみますと、20日のときに計上されているのは一部分、それから、今回はほとんどが入っていると思いますが、その関係、若干、触れないしはそういう部分の説明をいただけましたら。よろしくお願いします。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 5月20日の臨時会に提出いたしました実施計画でございますが、全部で20事業を提出いたしました。その中で、補正予算2号につきましては、8事業が反映いたしております。

また、先ほども申しました4月27日については、臨時会で、補正1号には、1人2枚のマスクの配布1事業を実施計画に上げております。

また、今回の補正予算の第3号にも、ちょっと継ぎ足しになりましたが、一応2事業が反映している。全部が全部ということではないと思います。それが反映をいたしておるところです。

以上です。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 これも第4弾と関わりますので予算委員会の中で出てくるかと思いますが、今、答弁のあった範囲で見ますと、11事業ですよね。20のうち11ですから、あと9事業は議論の最中なのか、それとも、確定的ではないのか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 20のうちの1事業、説明がありました税の関係が、当初、1事業入ってございましたが、それについては国のほうからも削除の方向で提出するということで、19事業。その後、ほかのものについては、今現在、協議をしてやっているというのが現状です。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、整理をすると、5月20日に提示いただいたA3の用

紙、それが20事業だけでも、その後、国の税の減額でしたか、減免の事業が削除されて19となって、現在、今、11.8事業がどうなっているのか。つまり、予算計上がない段階で、まだ具体的な対策がこれからという意味ですか。説明をお願いします。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 今、まだ検討中というところでございます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 分かりました。それぞれ、議員の皆さんも私もこの4弾だけで終わらないというように思っていますし、また、深刻な状況も寄せられている、そういう中での対応が必要かと思いますので、順次、また提案もし、議論が進むというように思っています。

それで、5つ目の見送り予算の中の公民館の多目的ホール空調設備の工事とコロナの対策ですが、聞きますと、国の第1次の補正予算が可決をした後、今から考えますと、臨時交付金がされますので、この工事は見送る必要がなかったのではないかとこのように思っているんです。

それで、ずっと去年から議論を続けて、ほぼ1年、1年以上ですよ、以前から考えますと。そういうので、「高すぎる」「いや、こういう簡便なことにしたらどうか」というので議会でも議論があったところです。それで、やっと落ち着いて1,500万になって、計画も進むのかと思ったら、このコロナの問題ですから、財政上で言っても、見送ることを今回改めて見直すというの必要かと。つまり、工期の延長を求めていくわけですけども、だけでも、利用価値で言ったら、広いスペースで会議を開いたりする点では、これから夏場、やはり空調、クーラーが要りますよね。そういうことを考えると、そういうように見送る必要がない、今の時点で考えますとね。だから、その経過はどうだったのかご説明をお願いしたいと。

○阪東議長 教育次長。

○福原教育次長 今、議員が言われるとおりだと思います。教育委員会としても、空調の工事につきましては、新年度早々に取りかかって、入札、また、工事のほうを進めていきたいという考えでありました。

その中で、1,510万の予算でどのようにしていくかというのを設計会社のほうと協議している中で、1,510万ではとても無理であるということで、幾つかの提案を出してもらって、1,510万での工事を試みようと思いましたが、どうしてもそれが無理ということで、臨時会であったり、また、6月補正のほうで皆さんに説明をした上で、補正予算対応をして工事のほうを進めようと思っていたところでありました。

その中で、コロナの関係が出てきまして、今、西澤議員が言ってくれたよう

に、この時期だからこそ広いところでというのが、すみません、そのとおりだと思うんですが、そのときはそのように考えなくて、今、コロナの関係で公民館の使用のほうを禁止しています。それであれば、高校生であったり、大学生の経済支援のほうを優先してやりたいという思いがありまして、1,500万を見送って、子どもの支援のほうに回したいという思いでありました。

確かに、今、交付金がありますので、その分はそちらのほうに充てられると思います。当時、申し訳ございませんが、その交付金のことを把握していなくて、今のような経過で、まず子どもらにという思いの中から見送りというふうにさせてもらったんですが、確かに交付金がもらえるようになったので、また議員が言われるように空調のほうも進めていきたいというふうに思っているんですが、最初に述べましたとおり、1,510万では無理なので、幾らかの予算、補正予算を組んだ上で工事のほうを進めていきたい。そのためにまた議員の皆様をお願いすることもあると思いますので、そのときはまたお願いしたいと思います。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、町長にお尋ねしますけども、コロナ問題で見送り、財源を確保するだけではなくて、1,500万では対応できないという背景が1つにあったという点はそのとおりですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 それでは工事が発注できないと。あの手この手を、原案は、2案、3案を考えてもらっていたんですが、当初設計どおりでいくと財源が足りないということでございましたので、当面は使わないところの予算についてを回していただいて、これはやらないということではありませんが、ちょっと予算の充当については議会と協議をしながらということでもございました。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 町民からは、「議会と行政は何をもめているのや。早うやってくれよ」というのが実態の声ですよね。そうしますと、コロナの問題もあるけども、1,500万では対応できないというのを正面で切って議論をして、前に進めていく必要があると。対応上、1,500万を超える場合はこうこうこうだということ、それから、1,500万でしようと思うとこうこうこうになるという点で、正面のところから議論を提起してもらって、資料も出してもらって、今までの経過で議論を進めるという点は、ぜひ今後、今後というか、これ、工期を考えると、この夏、今、発注しても間に合わない。ぎりぎり、9月、10月も暑い日が続くので効果はあるかなと思うんですけども、その辺はどういうように考えていますか。

○阪東議長 教育次長。

○福原教育次長　今言われるように、補正を組むとなったときには協議のほうが必要になってくると思います。ただ、入札をかけて工事になってくると、9月、10月になるのかなとは予想しております。ただ、早く進めていきたいというのは思っております。

○阪東議長　西澤議員。

○西澤議員　ぜひ資料も提起いただいて、この問題はコロナも関連するけども、空調設備、広い空間での利用の有効活用が十分できるスペースがあるところですので、お願いしたいというように思います。

それで、6番目ですけども、実務的なところですよ。5月20日に提示をいただいたA3の20事業、今、マイナス1になって、19事業のようですけども、その提出時期、それから認可は、それぞれ1個1個認可されるのか、それとも、こういう計画でというので認可されているのか、その認可の有無、この状況をお知らせください。

○阪東議長　企画監理課長。

○北坂企画監理課長　提出につきましては、早期提出ということで5月18日、ちょうど5月20日に総務省のほうに届いておるところでございます。

今後につきましては、6月の中旬に内定をいただく予定で、6月下旬から7月の初旬にかけて交付の決定をいただくというふうなスケジュールになっているようです。

○阪東議長　西澤議員。

○西澤議員　これは認可制度ですか。

○阪東議長　企画監理課長。

○北坂企画監理課長　認可といいますか、交付申請する。一つ一つではなく、まとめたの形になると考えております。

○阪東議長　西澤議員。

○西澤議員　それで、この臨時交付金の使い方は、ホームページにも、また、この間頂いたコロナの対応の冊子、これにも書いていますけども、臨時交付金の使い道は町の自由裁量というように表現されていますが、認可ではなくて、届出をすればその実行に移していくということになるんですか。それとも、こういう場合は駄目、この使い方は駄目というような、何かの制限が1項目でも2項目でも数項目でもあるのかどうかですね。

○阪東議長　町長。

○野瀬町長　今、流れは申したとおりであります。一旦県へ出した調書について、全市町が国へ、それが集計をされていると。その充当事業が、交付金を充てていいのかどうかという審査があって、それが今、審査中ということで、情報では、6月末に充当事業が可能かどうかという、これはまた各省庁へ事業を、

予算を振り分けての作業になるらしくて、ちょっと手間がかかっているということでございます。甲良としては、総額1億二千何百万の総事業費を持っておりますので、もしそれが駄目ということであれば、課長がちょっと申し上げましたように、違う事業に振り替えたりという作業は当然できることだと思っています。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 予算の仕組み等の関係でいえば、一般会計に入るんですよね。そうではないんですか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 一般会計に入ります。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、国がパンフレットを出しているとおり、町の裁量で一般会計として、一般財政として、それぞれの町の裁量で配分ができていくということで、今後の活用をぜひお願いしたいと思います。

それから、7番目なんですが、税、保険料、公共料金の減免。これは同僚議員、建部議員も提案がありました。それで、徴収の猶予は後に払わねばならない、利息はつきませんよ、担保も要りませんよという特例が今回措置されましたけども、減免、軽減、それから、免除は大変ハードルが高いと思いますけども、軽減をしていく。その点では、条例改正の必要のない部分もあるのかと思いますが、その対応をどのようにされるかお尋ねしておきます。

○阪東議長 税務課長。

○大野税務課長 まず、条例の改正についてですが、現状、税のほうでしたら、減免関係の条例のほうがございます。コロナ関係では、先日、国保税のほうで条例の改正をいただきまして、今、それに伴って規則の要綱の規定を準備中でございます。また整い次第、皆様のほうにお知らせをしていきたいと思っています。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 この中で、国保税に絞りますと、国保税条例、町の税条例の24条で減免規定がされています。適用される場合の災害、重病を抱えた場合、それから、町長が認める場合というようにありますが、その対応で、町長が認める場合の中にコロナの問題、それから、いろんな不安を抱えて、精神的にも町が応援をするというところでの町長が認める範囲を、以前ずっと私が質問してまいりましたけども、町長が認める範囲を文書上で規定をして、公正・公平に運営ができるほうに、また、町民の方が困っておられるところに十分対応できるような文面が必要かというように提起をしてきましたけども、このコロナの問題を受けて、とりわけ町民の不安や、それから、町が寄り添って支援します

よというのを、メッセージを出していく上では大変大事なところだと思いますが、その点、町長に見解を求めておきたいと思います。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 スピード感を持ってやるというのは前提でありますし、それから、議会のほうからも、町長の特認事項については、町長サイドで分からないような、ファジーなことはやめたほうがいい。やるにしても、付表なり別表で、こういうことで、こういう項目を上げてという、内部でもそういう議論をしていますので、特認でいくのか、コロナの規定を設けるのかと、国保税については。そういうことを今、事務的にやってもらっています。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 町条例の51条にも減免規定が明記されています。それで、町長が認める場合、町長が認めたなら何でもええかというように、今言われたように公平さを欠いてしまってはならないというように思いますので、そこは、しながらも、今現在、条例が新しく制定される以前の問題としても対応するというので、ぜひ減免規定、とりわけこれは滞納者、金額が、税金が払えないというのは、何らかの、家計上、それから収入上、トラブルを、ショートを起こしているというメッセージですよ。それを受け止めていただいて、改善をする。その手当てをこの時期に行うという、要綱か規則で定めるというので、ぜひ、前向きというか、取りかかっていただきたいと思うんですけども。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 町税と介護についてはカウンターに、今申し上げましたように申請ができるということをお知らせしているところでありますが、国保税については規則を改正してということですので、これは内部で確定をすればいいわけですので、規則改正を急ぐということに対応してまいりたいと思います。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、8番目ですけども、これは財源との関係で、今日、資料を示していただきました。昨日も議論の中で明らかになりましたが、財政調整基金、それから、ふるさと基金、ふるさと応援基金、これは30年度の決算で拾ってみました、財調は3億9,348万9,000円。今日の資料と若干修正が必要なんですけども、合計で6億3,354万2,000円、ふるさと基金が9,000万弱、それから、ふるさと応援基金が1億4,945万となっています。それで、この現状は改めてご答弁いただけますでしょうか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 昨日お渡しした基金の積立金状況調書というのが直近の現在高でございます。予算上は措置をしておりますが、実際、出納室でこれを取り崩して執行しているということではありませぬので、予算上、コロナについてはこ

ういう予算を充当したということになります。今、会計管理者の手元では、これは定期なり何なりで残っているということでございます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、活用可能な財源としたら、財調や、それから財政調整基金、それから、ふるさと基金、ふるさと応援基金、6億3,300万、これで、このざっとの見方で合っていますか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 財政調整基金については、使途目的というか、一般財源に充てて予算調整ができる、財源調整ができるという趣旨であります。ほかは目的基金ですので、その事業に合って、かなうのであれば、取崩しをして充当ができるということでもありますので、それは知恵と工夫をしながら、使える目的基金は引き当てられるということでご解釈いただいて結構です。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、今、最後のほうで答弁がありました目的基金も、目的によって、同時に目的変更ないしは一般財政に振り込むことも、決定をきちんと行えば、経過をすればできるということだと思いますよね。

それで、1つは、この使い道の方ですけれども、税の軽減、先ほども提起させていただきました国保税の軽減ですね。これも一般会計からの繰入れをして、軽減をしていく。

それから、もう一つは、PCR検査体制の充実。報道を見ますと、県は4か所で県内に設置をしていくことを目指すと。今まで3つが確定をして、医師会との関係で準備が整いつつあると。どこか稼働が始まっているところがあるんだと思いますけれども、東近江市に設置する予定だというふうにNHKのニュースで聞きましたが、その体制は、まだ稼働までには先があるようです。そうしますと、東近江市から長浜の余呉町まで含めたところですので、やはり彦根中心、犬上のところも含めて体制をつくっていくというのが必要ですけれども、これは町だけでできるものではありませんけれども、4町が足並みをそろえて県に要請するなり、甲良町が音頭を取って4町をまとめて、それで、彦根もなかなか重いようすけれども、その体制を整えていくというのはどうなんですか。つまり、こういう財源も活用できると。それぞれの町はもっと甲良よりは豊かだと思います。豊かといっても、彦根の状況は大変なところが報道されていますけれども、そこをぜひ踏み込んでいただきたいなと思うんですが。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 具体の書面での要望は出しておりません。しかし、知事と19市町の首長のウェブ会議においては、1回目でもいち早く、発熱外来のやり方が、非常に、遠隔地なり、すぐ行きたいのに待ったがかかるとかということでありま

したので、これの改善は強く初回の会議で県に訴えておりますので。県も次々と準備が整い次第広げていくという方向で検討いただいているということでございます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、その知事と首長会議との間でなされた上での発熱外来の近傍、いわゆる犬上がすつと行ける、それから、長浜も含めてですから、やはり米原に近いほう、ないしは彦根の中心部ぐらいに、医師会とも連携をしてPCR検査、発熱外来を設置するという方向は動き始めているんですかね。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 県も財源が要ることありますので、今度の国の2次補正は、医療であったり、経済支援であったり、家賃の補助であったり、おおよその比重はそちらを優先的にということありますので、それに備えてということは、県は当然考えていただいているというふうに思います。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、財源との関係を述べてまいりましたが、県は国体に560億円を投入しようとしています。そういう点では、末端のところ、今現在、熱い問題で、県民の命と健康が脅かされるいろんな危機が、とりわけコロナの危機が迫っている中で、税金の使い方を見直すべきと。国体をやっている場合かというのもあります。準備をする上でも、私たちは正面から国体をやめよということではありません。これだけの豪華なものをつくる必要がないというので言っています。福井にしても、それから、岩手の国体にしても、国体予算を非常に少なくして、実際やってまいりました。そういう点でも、そのことも知事に、痛いけども、ちゃんと言うというのが大事だと思うんですけども、そこは野瀬町長で思い切って言ってほしいというふうに思うんですが、いかがですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 これまで2024年の開催に向けて、大筋で、開催市であったり、競技場であったり、予算措置をし、関係市町も予算を取り組まれていると。莫大な経費がかかるということも承知をしておりますが、直ちに今、私からそのことを改善ということは、今現在はちょっと考えておりません。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 今現在考えておられないかもしれませんが、よく見ますと、やはり、今、迫っている問題にちゃんと向き合ってほしいというのはウェブ会議でも言える問題。投げた後、三日月知事がどう対応するか、三日月知事の裁量の問題、認識の問題だと思いますけども、ぜひ発信はしてほしいというふうに思うんですが。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 今のご意見を頂いて、当然、来年に延期をされたオリンピックも縮小方向で検討に入ったという情報も流れておりますので、それからすると、国体はもう少し先の事業でありますので、準備も含めて、見直しといたしますか、社会経済情勢を見ながら取り組んでほしいということは申し上げていきたいと思ひます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 財政の使い方、かじ取りが、町として、知事にしろ、町長にしろ、市長にしろ、本当に問われている時期だと思いますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

それで、9番目の新型コロナウイルス感染拡大の第2波。緩んだところで、北九州市、それから、東京でばっと20を超えて感染者が確認されて、広がりました。北九州市は小学校の集団感染が確認をされるなど、やはりなかなか油断をすれば広がっていくという問題なんです。

そこで、1つ目は、通常行っている防災無線のアナウンスの改善が必要だと考えています。毎朝7時、それから夜。昼間やっているのは、僕は出ている関係か、ありませんが、聞いたことないんですが、その点で改善が要るのかと思ひますが、庁舎内での議論の状況をお聞かせください。

○阪東議長 会計管理者。

○宮川会計管理者 前回も建部議員のほうからもいろいろご指導いただきまして、その内容等を改善したほうがいいというようなことも伺いました。それで、また朝7時、あと、午後7時半を目安に今のところアナウンスをしております。

ただ、このアナウンスにつきましては、同じようなものが流れているというような指摘を先日も頂いておりますので、今後ちょっと創意工夫しながら、また、専門分野等にも関わってくる場合は、各課とまた協議もして、防災無線につきましては協議をして、内容を考えて、皆様に分かりやすい防災無線のほうを流していきたいというような、今のところ協議をさせていただいております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 各市町の感染者の数を見てもみると、南に多い、それから、北には少ない。幸いに甲良町や、それから近隣の3町に発生していないというのが幸ひですが、アナウンスの中で、これまで重大な犠牲を強いながらも、伴いながらも、皆さんの努力で自粛をしてきて、そして感染の拡大を抑えてきたという努力を評価するコメントをぜひ入れてもらって、押しつけ的に聞ける、響く内容ではなくて、皆さんの努力によってこの第1波を乗り切ってこられた。そやけども、コロナウイルスの特質から言ったら、ゼロではありませんよと、感染力が非常に強い中身を、コメントを入れていく必要があると思ひうんですが、い

かがですか。

○**阪東議長** 会計管理者。

○**宮川会計管理者** ありがたいご指摘、ありがとうございます。そのような形でまた放送のほうも考えていきたいと思います。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** それで、先ほどの①とも関連しますが、これは野瀬議員が一般質問で3月議会のときに取り上げられたと思いますが、「正しく知って、正しく恐れる」と、これは非常に大事な言葉だというように思います。それで、その活用をしていこうとすると、やはり科学的な根拠に基づいた説明を町民に流していくというのが必要だと思うんです。これは2人、3人のお年寄り、もう1人は60代の方ですけども、僕と話をするまでは空中に漂っているものだと。つまり、外出したらあきませんでというのは、外にうようよしていると思っていたと。だから、あるおばあちゃんは、ずっと1か月、家の中に。その方は、朝、散歩される方なんですよね。それが1か月ずっと家の中に居ましたと言って、5月の初めに訪問したときに言われました。

ですから、やっぱり、コロナウイルスの自粛、自粛、そして、感染したら諸外国では1割を超えて死亡していますので、死亡率が高い。本当にやっぱり年寄りが感染したら命がなくなるリスクが高いと思ってしまいうんですよね。ですから、外へ出ない。そういうコロナウイルスの特質をやはりお知らせする必要があるんだろうと思いますので、その点、②ですね、どういうように今後の講演、防災無線、それから、チラシでも工夫が要るかなと思うんですが、お願いします。

○**阪東議長** 会計管理者。

○**宮川会計管理者** 各専門分野を中心に啓発すべき部分は啓発し、その他、各機関からも情報収集するなどを行い、住民に価値ある情報提供を行っていくのは当たり前だと思うんですが、今のよう高齢者につきましては、先ほども保健福祉課長も言いました民生・児童委員さん等の方にもご協力いただいて声かけをしていただくとか、また、集まるというのが3密等で難しいので、その点は考えていかなきゃいけないと思うんですが、また、老ク連というような組織等もありますので、そちらにまず情報を流すとか、いろんな方面で考えていきたいと思っております。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 外出自粛が、外に出てはならないというように伝わっているのが結構あるんですよね。ですから、ある感染症の医者が言っておられますのは、3密というように3つを並列で考えるのではなくて、一番最後の密接、つまり、近くに接して飛沫が飛ぶ、これを防ぐ。3密の中の「接」、これが非常に大事

なんだというのを指摘されていまして。そういう点でも、専門家、この感染症に詳しい医者の方に登場してもらって無線で流れると非常に説得力がありますよね。そういう点では工夫をしていただきたいというように思うんです。これはもう一遍お願いします。

○**阪東議長** 会計管理者。

○**宮川会計管理者** 防災無線ですので、長時間そういうような使用は無理だと思いますが、そういうような方への声かけ等を防災無線とするのか、また、チラシのほうで啓発するのか、皆さんに見ていただく、聞いていただくような努力はしていきたいと思います。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 集会が、それから、年寄りの場合にはサロン、これは保健福祉課長が介護の予防などと言われていましたけども、ほとんどが中止されている状況ですので、口頭で、肉声で伝わっていくことが、今、なかなか難しい状況です。7月から解禁をして集まろうというのも字の中でも出ています。そんなのを活用しながら、ぜひしていただきたいと思います。

それで、③番目ですが、国・県に対する要請活動。これは、まとめて、1つはやっぱりPCR検査の体制の充実・拡充。それから、医療削減。つまり、公的病院の統合計画が出されました。400を超える病院の統合が厚労省から発表されましたけども、これの見直し、あるいは中止をすべきという発信をしていく必要があると思いますし、3つ目は、保健所の体制の強化ですね。これは人員がどんどん削減されて、県内でも幾つかの保健所が統合をされ、削減をされてきました。防疫というのは、免疫をつくっていくという防疫ですけども、その防疫学の推進が非常に大事だというように思います。

私は、たまたまニュースを聞いていますと、NHKのニュースで、ベトナムの教訓というのが出されていまして。そこで、私どもの発行しています新聞を見ますと、上・中・下で特集が組まれていまして。やはりベトナムの方が、官房長官が、「生命を第一に、共感と信頼を重点に置く」という国策をしていることが書かれていますけども、そういう点でも、国の施策の在り方を考えていただきたいというふうに要請を、ぜひその部分で深い要請をしていただきたいと思います。見解をお願いします。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** ちょっと経過だけを申し上げます。

令和2年3月25日ですが、「新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施について」の要請についてを、全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体から政府関係機関に手渡しで要請活動をされています。そして、直近では、滋賀県知事が令和2年5月18日に新型コロナウイルス感染

症に関する特別要望を国のほうへ県として出されておりますし、それから、昨日であります、全国知事会がウェブ会議をされました。それも、感染予防と社会経済活動の両立に全力を挙げるとした「日本再生宣言」、都市が密集しすぎている、地方分散はどうだという趣旨の宣言が採択されまして、同時に新型コロナウイルス対策の強化を国に求める提言をまとめられまして、直近の要望活動をされておりますし、それから、昨日は知事と環境大臣のウェブ会議も直接やられているということで、頻繁に知事も政府の西村経済再生大臣とのコロナ対策のやり取りもされているという状況でございます。

今後は、今、個別の要請活動の項目を言っていただきましたが、今議会で審議が始まりかけております2次の補正予算、コロナ対策であります、来週には本格審議がされて、来週中には可決をされるのではないかと、そういう運びになっていますので、引き続き、甲良町といたしましては、滋賀県を通じて、あるいは町村会を通じて要望活動を断続的に行ってまいりたいと思います。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 心配するPCR検査の体制ですね。これは、希望される方、また、危ないなと思った施設や、それから地域が、希望すればPCR検査を気軽に受けられると。キットも唾液だけでできるというのも開発をされて、広がり始めているようでありますので、そういう点でも、施設、特にお年寄りのホーム、それから、デイサービスなどのところで、職員が、自分がうつしたらどうしようと思いつつながら仕事をしているんだという番組がありましたけども、それに対応していく上でも、感染者と感染していない人をきちっと分ける、保護するというのが言われていますので、お願いしたいというように思います。

10番目なんです、この時期だからこそ、より町民に寄り添った対応が必要だというように思います。これは各種の減免規定、それから、窓口での相談、広報、チラシ等で周知をして、分かりやすく広報していく必要があると思うんですが、見解を求めます。

○阪東議長 会計管理者。

○宮川会計管理者 周知についてなんです、今、6月号でも、水道料金の基本料金の免除ですとか、また、住民課につきましては新型コロナ対策における子育て世帯の臨時特別給付金について、また後ほどお知らせしますというような、断片的な部分にはなろうかと思うんですが、まず掲載させていただいております。

それと、今現在、税務課のほうでは徴収の猶予、あとは、保健福祉課のほうの介護保険料の減免については、チラシのほうをカウンターのところに、皆さんに見えるように置かせていただいて、その相談の場合はまた対応していくというような状況でございます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 特に分納誓約を実行されて、それで、月々払いに来られている方、それから、納付書で分納誓約に基づいて納付をされる場合、そういうときにも、こういう減免措置、こういう軽減措置がありますよというのをぜひお知らせをしていく必要があると思うんですが、税務課長、どうですか。

○阪東議長 税務課長。

○大野税務課長 西澤議員のおっしゃるとおりだと考えております。こういう制度があるということは、窓口に来られたときにはお知らせをしていきたいと考えております。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 啓発の関係であります。今、計画しておりますのは、産業課長をチーフに、6月議会で可決されたところまでを、コロナ対策で甲良町はこういうふうにしていますよというのを1枚物にして、町民の皆さんが分かりやすいように整理をして、配布する予定はしております。可決されたら確定するので、その後、作業に入ると。スピーディーに広報活動が必要やというふうに思っていますので、通常の区長配布のほうが早いのか、逆にチラシで新聞折り込みのほうが早いのか、チラシができた段階で一旦は配布をさせてもらおうかなと。それで、あと残りは役場、公共施設に置いておくとかいうふうに全体の施策はさせてもらおうかなと思っています。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 新聞折り込みは、読んではらへん人が5割を超えるのと違うかなと思うぐらい、ある地域では2割ほどしか取っていないというのを新聞屋さんから聞いています。そういうので工夫をしてもらいたいと思っています。

次に、マスクの問題なんですが、これは初動の対応で、第2弾、第3弾、第4弾と比べると、その政策過程が大いに違うと思っています。いろんな苦情も寄せられていますが、1つだけ。マスクが届いて、「これは涼しくて、よいマスクや」というのを1人聞きました。それを皆さんにお知らせしておきます。そういう方もおられますが、「お金を返してくれ」と言われる方もありました。そういう点では、市中に出る時期、ここからマスクが既に配布されたときには、コンビニにしろ、コンビニは少なかったですけども、ドラッグストアには大量に出ています。6つまでオーケーというドラッグストアもありました。そういう点では遅かったなと思います。

それから、立案の関係ですね。立案の過程。これは、今、私はさして追及をしていくつもりはありませんけども、その過程をやはり検証していく。これはマスクだけの問題ではありませんけども、コロナ対策で、最初に言いましたように行政の在り方、政治の在り方、社会の在り方が問われているときですから、

深く検証していく必要があるというふうに思っています。

それから、これは、マスクは随意契約ですよ。そういう点でも、それから、マスク製造の企業が明らかになっていきますけども、マスクの実績のない会社という点でも検証が要るかと思いますが、町長にお尋ねをしておきます。

○**阪東議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 若干経過を申し上げます。

まず、2月にコロナ対策の対策本部会議を開催させていただきました。当初は、マスクは予防には効果がないよというような、当初そういう議論がありまして、町のほうもストックしたマスクを医療機関のほうに提供させてもらったという経緯があります。

それから、3月ぐらいからかな、急に飛沫感染防止のほうに視点が変わりまして、やっぱりマスクが要るよというような方向転換がされています。その関係で、当時マスクが入らないという状況でしたので、子どもらのほうも、教育としてマスクを作らせる予算を考えようとかいうような中で議論がありまして、そのタイミング的ですが、4月8日に政府のほうがマスクを全国に配るという話で、滋賀県においても、彦根繊維組合という組合さんがあるみたいなので、そこに政府のほうからも打診があったような新聞記事が出ましたので、ちょっとそれを調べましたら、その組合の中に甲良町の業者さんが1人いてたというような情報を得ましたので、4月10日の日にその人と一遍、話を聞かせてもらいましたということで、「そういう発注があるよ」と。一斉に全国で注文が来るので、結構忙しくなるということで、「今、もしあれでしたら、甲良町は人数が少ないので、早急に対応できますよ」というような話がありましたので、ちょっと内部で議論させてもらいまして、方向転換されたので、じゃ、マスクを作ろうかということで、当初は予備費の範囲内でどれだけできるかというようなことで議論をさせてもらっています。

それで、4月17日の対策本部会議で、町民1人に2枚ずつ配るというようなことを決めまして、それなら職員も仕事中マスクをしろというようなことを決めた経緯があります。

何分、コロナのほうは経験したことがないので、取りあえず対策本部で、その時点時点ではどれがベストかなというようなことで対応をさせてもらった経緯があります。

検証の結果、経緯ですが、検証は必要やと思っています。いずれにしろ、臨時給付金なり、いろんな公費が出ていますので、どこかの段階でそれぞれの事業の検証は国のほうからも求められると思っていますので、町のほうも実績報告なりを当然していかなあかんので、それぞれの段階でそれぞれの事業の実績報告、検証は必要だというふうには考えております。

以上です。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 今、ここで深く追及するつもりはありません。それぞれの対策を充実させていくという、議会も、町民も、そして行政もそれを受けて立案をしていく段階ですから、ぜひ充実に向けてお願いしたいと思っています。

そこで、やはり、コロナ後の社会ですね。つまり、今の体制で経済、仕組みそのもの、それから、政治の在り方などが、今、議論が始まっています。私も、やはり、もうけ中心の経済体制、それから、利益を優先する経済体制がこのままでいいのかというの也被問われています。今まで進めてきた安倍政権の病床の削減や、それから、保健所の削減、それぞれやっぱり医療と健康を維持するサポートの国の仕組みをずっと変更させてきました。それで、広く言えば、お医者さんの育成、これは30年も前から、縮小するというので医学生の制限をされてきました。そういう見直しが、広い意味での見直しが、やはり社会と経済、そして、政治の在り方で見直されるべきだというように私は思っています。そういう点でも、それぞれの意見を出し合いながら、今後の社会、こういう感染症が広まりつつある、自然破壊も言われています。そういうことも含めて検証が必要かなと思いますので、議論を期待したいと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○阪東議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午前11時33分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署 名 議 員 宮 寄 光 一

署 名 議 員 丸 山 恵 二